

神奈川県消費生活センター 開所 50 年を祝して「益々の連携を」

特定非営利活動法人
神奈川県消費者の会連絡会
代表理事 今井 澄江

消費生活センターの開所 50 年を迎え、これまでの消費者支援に心より感謝申し上げます。これまでに多くの県職員が真剣に消費者のための施策にご尽力くださいましたことを先輩方から聞かされておりました。

1968 年（昭和 43 年）消費者保護基本法が制定され、神奈川県でも消費者のための「神奈川県消費生活センター」が開設されました。この法律では、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とされておりました。この頃の出来事を振り返ると 1973 年（昭和 48 年）に第一次オイルショックがありました。トイレットペーパーやシャンプー、洗剤等を買いだめする消費者も多くいたことを思い出します。1974 年（昭和 49 年）には有吉佐和子さんの「複合汚染」有毒物質による食物汚染を取り上げた本が大ブームになっています。

そして私たち消費者も、一人の問題提起から大勢での問題提起をする消費者団体へと変わっていったのです。主婦が中心の消費者団体でしたからサッカリンの規制緩和を取り上げ反対運動もしました。（甘味の強い人工甘味料。砂糖の数百倍の甘さともいわれ、第一次世界大戦で砂糖が不足すると多く普及し様々な場面で使われ

ていたが、1960 年代に発がん性あると考えられ使用禁止になっていました。）他にも合成殺菌料 AF2 追放運動もありました。こちらは当時、豆腐やかまぼこ、ハムなどの合成殺菌料として 1965 年以降使用されておりましたが 1973 年に遺伝上の毒性があることが分かり反対運動に繋がりました。そこで私たち団体では独自に商品を簡易テストする事が出来ないかと考えました。丁度その頃、神奈川県の江の島に婦人総合センターが出来、商品テストが出来た施設が出来ておりました。県にお願いして私たちも施設をお借りし、簡易なテストをさせていただきました。煮干しの鮮度テスト、食用油の劣化テスト、お米の鮮度テスト、低温殺菌牛乳の殺菌温度は守られているか他。テスト時には県の職員の方の助言とご指導を頂きながら行いました。お陰で新聞にも取り上げて頂き、県民に大きな情報を提供することが出来ました。

考えてみると、昔の運動は分かりやすかったです。今は世界中の商品が取引され、国内だけのルールでは成り立たなくなっています。食品、精密機械、車、サービス、情報までありとあらゆる分野が越境しているのです。しかし 2002 年（平成 14 年）に消費者保護基本法は保護が取れ消費



者基本法になっているのです。情報の開示を言われ自己責任のことばが使われ出したのです。消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差が大きくなっているのです。

そして、それだけではなく高齢化が進み、判断力が落ちた消費者が増えています。消費者被害は若者や高齢者、つまり弱者に集中しています。今は家に居て消費者被害に遭う時代です。いかにして消費者被害を減らしてゆくかは大きな課題です。消費生活センターは消費者被害にあってしまった人の問題を解決すればいいだけではなく、被害にあわないように未然防止の活動をしていく事が大事なのです。

見守り活動が大切と言われるようになりました。行政には出来ない活動です。消費者と行政と事業者と、みなで共に力を合わせ活動することが必要不可欠です。今後も益々の連携をお願いいたします。

団体概要

名称：特定非営利活動法人
神奈川県消費者の会連絡会
所在地：横浜市中区太田町 4-49 NGS
横浜馬車道ビル 802 認定 NPO
市民セクターよこはま気付
連絡先：045-662-2405
URL：<http://kenshouren.sakura.ne.jp>



消費生活センター開所 50 周年によせて

神奈川県消費者団体連絡会
事務局長 丸山 善弘

50 年、おめでとうございます。

50 年前は 1968 年。この年の 5 月には消費者にとって画期的な出来事として消費者保護基本法が公布されています。この年の消費者関係の出来事では、「イタイイタイ病」「水俣病」「阿賀野川水銀中毒」が公害病に認定され、カネミ倉庫製米ぬか油中毒事件で販売停止通達（カネミ油症事件）が出され、再販制度や不当表示が問題にされ、食品の定義として「片栗粉」が問題となり、「全糖」表示のインチキさ、抗生物質の野放し、3 年続きの米価値上げや新聞値上げなどが問題となった年です。

50 年前と比べて、消費者のくらしは本当に良くなったのでしょうか。最近の政治・社会の動きをみると、一番大切なくらしや命がないがしろにされているように思います。

消費者問題と言われる間口は広く、くらしに関わること全てが消費者に関わる問題です。これからもこの事を忘れずにいてください。消費者団体は、口は悪いですが、皆さまの応援団ですから。

団体概要

名称：神奈川県消費者団体連絡会
所在地：横浜市港北区新横浜 2-6-13
新横浜ステーションビル 9 階
連絡先：045-473-1031
URL：<http://www.kanaken.or.jp/>